

規制の事前評価書(要旨)

| | | | |
|---------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 政策の名称 | 携帯電話の貸与業者に対する本人確認 | | |
| 担当部署 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 | 電話番号： 03-5253-5843 | e-mail: keitai-shourei@ml.soumu.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成20年8月22日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的】 貸与業者を通じた匿名の携帯電話等の流通を防ぐこと。</p> <p>【内容】 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第76号)の成立に伴い、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第167号)を改正し、貸与時本人確認の方法を定めるとともに、貸与時本人確認記録として記録すべき事項、その他所要の整備を行う。</p> <p>【必要性】 貸与業者については、そこから提供された匿名の携帯電話が振り込み詐欺等の犯罪に多く用いられている実態があることから、貸与時の本人確認は厳格な形で行い、また貸与時本人確認についての適切な記録が保存されることが必要である。悪質な例では、貸与時本人確認を行った記録を残さない貸与業者や、実質的に譲渡に近い形態で貸与業を行っている貸与業者が報告されているほか、偽造身分証についても問題となっており、貸与業者においてより厳格な本人確認がなされるよう、省令においてその方法を定める必要がある。</p> | | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第167号) | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | |
| (遵守費用) | 事業者・・・非対面により契約を行っている事業者を中心に、契約実務の変更が必要になり、事務手続の見直しが必要となる。またすべての事業者において、記録の保存義務が課されることからそれに対応するための費用が必要になる。 利用者・・・貸与業の利用に際して本人確認書類等の提示又は送付が必要になることから、利用するため手続が煩雑になる。顔写真付きの本人確認を所有していない者、預金口座・クレジットカード等を中心に、レンタル携帯電話サービスを利用することのハードルが高まる。 | | |
| (行政費用) | 新たな費用は発生しない。 | | |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | |
| | 年間約250億円の振り込み詐欺の被害が発生しているが、その4分の1においては、貸与業者経由の携帯電話等が使われている。このような匿名の携帯電話等の入手が困難になることになり、治安対策上大きな便益となる。 貸与時本人確認記録の作成の義務づけにより、捜査当局の犯罪の立証にも資するもの。 | | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 改正規則は、改正法において貸与業者について省令に基づいた方法での本人確認が義務づけられたことを受けて策定されるものであり、貸与業者の事務コストが発生するのは事実であるが、現状でも料金回収等のために本人確認は行っており、それに加えて、必要な書類の要求等の事務手続が義務づけられるもの。また、顔写真付きの身分証明書、預金口座又はクレジットカードを保有していない利用者の利用を制限するものではあるが、その影響は小さい。 一方で、レンタル携帯電話を利用することによる、匿名携帯電話の入手が困難になるため、振り込み詐欺の撲滅に大きな効果を与えるものである。 よって、事業者及び一般利用者に対して影響を与えるものであるが、改正法の目的及び治安維持の観点から見て、適切な水準である。 | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 国会審議(平成20年6月10日の参議院総務委員会)において、貸与業者の本人確認の水準を高めることが重要であるとの旨の発言有り。 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 実務を取り巻く状況の変化及び振り込み詐欺等の不正利用の実態を踏まえ、必要に応じて適宜改正を行うこととする。 | | |
| 備考 | | | |